

第12 核兵器廃絶に向けて

核兵器の使用や実験は、人類にとって最大の人権侵害であり、国際法に違反することは明らかである。我が国は、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国であり、国民の核兵器廃絶に対する希求は大なるものがある。国際社会は、1995（平成7）年に核拡散防止条約（NPT）の無期限延長を決め、1996（平成8）年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を成立させている。

さらに、2009（平成21）年4月5日に、アメリカのオバマ大統領は、核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任に言及し、核兵器のない世界を追求することを世界に呼びかけた。このオバマ演説は、これまで国連総会での核兵器廃絶決議に反対し続けてきたアメリカの核政策の転換として世界の注目を集めた（しかし、その後のアメリカの核軍縮の歩みは停滞している）。

同年7月には先進国首脳会議（G8）が「核兵器のない世界のための状況をつくる」ことで合意し、同年9月には、安全保障理事会の首脳会合で「核兵器のない世界に向けた条件を構築する決意」を盛り込んだ決議1887号を採択した。また、2010（平成22）年5月に開催されたNPT（核拡散防止条約）再検討会議においては、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用などについて、将来に向けた6項目の具体的な行動計画を含む最終文書が全会一致で採択された。特に、最終文書が、「すべての国が『核兵器のない世界』の達成を目標とし、その目標と完全に一致する政策を追求することを約束する」としたこと、核兵器保有国に対して核軍縮の履行状況等について2014（平成26）年の準備委員会に報告するよう求めたことは、「核兵器のない世界」に向けての重要な一歩である。このように、核兵器の廃絶を求める動きは、今まさに世界の潮流となりつつある。

2013（平成25）年10月21日、国連総会第一委員会でニュージーランド政府が125ヶ国連名の「核兵器の人道上の結末に関する共同声明」を発表し、日本は声明に今回、署名した。前回4月のジュネーブのNPT会議で署名を拒否したときの理由とされた「いかなる状況においても核兵器が再び使用されないこと」という表現は今回も残っていたが、署名したものである。

国内においても、衆議院では2009（平成21）年6月16日に、参議院では同月17日に、我が国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。

日弁連は、前記のような世界における核廃絶を求める動きに対して、2010（平成22）年10月8日に盛岡市で開催した第51回人権擁護大会において、日本政府に対し、「非核三原則」を法制化すること、北東アジアを非核地帯とするための努力をすること、さらに我が国が先頭に立って核兵器禁止条約の締結を世界に呼びかけることを求めるとともに、日弁連も、核兵器が廃絶される日が一日も早く実現するよう国内外に原爆被害の深刻さを訴えるとともに、法律家団体として、

非核三原則を堅持するための法案を提案し、広く国民的議論を呼びかけるなど、今後ともたゆむことなく努力することを決意することを内容とする「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」をした。

我々は、この宣言を実現するために、今後とも一層の努力を行っていかねばならない。

なお、我が国は、国連総会において、23年間連続して核兵器の廃絶を求める決議案を提出し、圧倒的多数の賛同のもとに採択されている（これは法的拘束力のない決議にとどまる）。

他方、我が国は、国連総会第一委員会による核兵器禁止条約案（これは法的拘束力のある決議案）の採決にあたって、2015（平成27）年には棄権したが、2016（平成28）年の新たな案については、アメリカが9項目にわたる問題があるとしてNATO諸国や日本に反対するよう求めた結果、反対票を投じるに至った。

棄権せずにあえて反対票を投じたことは、これまで我が国が唯一の核被爆国として核兵器廃絶を求めてきた独自の姿勢との関係では、一貫しない対応となった。このことが、我が国の核廃絶に向けた国際的なリーダーシップに、好ましくない影を落とすのではないかと懸念される。